平成２５年（フ）第１３０６号
札幌市西区西町南14丁目１番33―201号
債務者　伊藤　和之
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３３４号
札幌市北区北31条西９丁目１番３―201号
債務者　小山内　愛（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３５６号
札幌市手稲区新発寒３条１丁目８番32―102号
債務者　桑山　文肇
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５２号
埼玉県飯能市大字岩渕356番地４
債務者　新井　絹子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３７４号
埼玉県入間市大字南峯336番地12　メゾンコスモ101
債務者　仲野　弘昭
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３８号
山形県酒田市新堀字豊森205番地
債務者　後藤　昭彦
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第３３号
鹿児島県奄美市名瀬久里町22番３号
債務者　久保田リヨ子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第１０２号
釧路市大楽毛西１丁目22番７号
債務者　関　　博之
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１１６号
釧路市昭和北２丁目16番５号
債務者　平子　順子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１１７０号
横浜市泉区弥生台10番地10　ロイヤルハイツ弥生台406号
債務者　黒川　幹雄
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２２１号
横浜市旭区若葉台２丁目25番206号
債務者　岡田はるみ
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２５７号
横浜市西区戸部町１丁目２番地　ビバルディヒル403号
債務者　中島　　実
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２５８号
横浜市南区清水ケ丘238番地１　コンフォール清水ケ丘２号棟303号室
債務者　丸山　和子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３０７号
横浜市金沢区能見台通５―18―405号室、住民票上の住所横浜市磯子区磯子２丁目10番17号
債務者　伊藤美和子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３０８号
神奈川県海老名市上今泉４丁目16番７号　グリーンハイムＡ
債務者　宇野　順子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８３号
北海道旭川市末広７条４丁目1199番地の57
債務者　福良　直枝
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部